

文化財保存事業費関係国庫補助実施要領

昭和54年 5月 1日
文化庁長官裁定
昭和60年 4月 5日
平成元年 5月29日
平成 2年 6月 8日
平成 3年 5月 9日
平成 4年 5月27日
平成 5年 7月12日
平成 6年 7月 8日
平成 7年 6月 2日
平成 8年 5月15日
平成 9年 5月14日
平成 9年 7月11日
平成10年 4月10日
平成11年 4月 1日
平成12年12月 1日
平成13年 7月16日
平成14年 4月 1日
平成15年 4月 1日
平成16年 4月 1日
平成17年 4月 1日
平成19年 4月 1日
平成20年 4月 1日
平成21年 3月12日
平成22年 5月 1日
平成23年 4月 1日
平成23年11月10日
平成25年5月15日
平成26年 4月 1日
平成27年 4月 1日
平成29年 4月 1日
平成30年 4月 1日
平成31年 4月 1日
令和元年11月29日
令和元年12月13日
令和 2年 4月 1日
令和 2年 6月 1日
改 正

文化財保存事業費関係国庫補助の実施については、文化財保存事業費関係補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領並びに別表の左欄に掲げる補助事業の種類に応じて、それぞれ別に文化庁長官（以下「長官」という。）が定める別表の右欄に掲げる各補助事業ごとの補助要項（以下「各補助要項」という。）の定めるところによる。

1. 補助対象経費

補助対象となる経費は、各補助要項においてそれぞれの補助事業の種類に応じて定める主たる事業費及びその他の経費の合計額とする。

2. 補助金の額（率）

補助金の額（率）は、各補助要項に定めるところによるものとする。

3. 補助事業の期限

補助事業は、補助金交付を受けた年度の3月31日までに完了するものとする。

4. 申請書の様式等

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 補助金交付申請書の様式 | 補助金交付要綱の様式第4 |
| (2) 提出部数 | 1部 |

(3) 交付申請書に添付すべき書類

- ア 補助事業に係る設計書及び設計図（補助事業の性質上これらの書類を添付し難い場合には、補助事業の内容及び実施の方法を詳細に記載した事業計画書）
- イ 補助事業に係る収支の予算書
- ウ 補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）が地方公共団体その他の法人であるときは、補助事業に要する経費に関し、議会の議決又は定款、寄付行為若しくは規則に定める手続きを経たことを証する書類
- エ 申請者の財政規模又は収支及び財産状況を明らかにした書類で、下表に掲げる申請書の区分に応じて定めるそれぞれに掲げる書類

申請者	提出書類
申請者が地方公共団体であるとき	当該事業を実施する日の属する当該地方公共団体の会計年度の前々年度の財政規模を記載した書類
申請者が地方公共団体以外の法人であるとき	当該事業を実施する日の属する当該法人の会計年度の前々年度以前3年度分の収支及び財産の状況を明らかにした書類
申請者が法人以外の者であるとき	申請書を提出した日の属する年の前年分の収支及び財産の状況を明らかにした書類

- オ 補助事業を実施しようとする箇所又は地域を示す写真及び図面
- カ その他参考となるべき事項

(4) 交付申請書等の提出の経路及び経由機関の事務

補助事業者は、都道府県知事又は都道府県教育委員会を経由して交付申請書を長官に提出するものとする。この場合、都道府県知事又は都道府県教育委員会はその交付申請に係る事業の内容を審査の上、意見を付して長官に進達するものとする。

補助事業に関し、計画を変更しようとする場合、事業を中止し、又は廃止しようとする場合等における長官への承認申請、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合等における長官への報告並びに補助金の交付の申請を取り下げる場合における長官への取下げ書の提出についても、同様とする。

5. 災害復旧等に関する対応

長官は、自然災害等により被災した国指定等文化財の応急的な災害復旧工事並びに令和元年9月2日付け元文庁第793号による依頼に基づく実地調査等及び令和元年11月15日付け元文資活第78号による依頼に基づく緊急状況調査により整備等が必要と判明した世界遺産の構成資産となっている重要文化財（建造物）、史跡名勝天然記念物（復元建造物を含む。）、重要文化的景観若しくは重要伝統的建造物群保存地区、地方公共団体関わっている世界文化遺産のビジターセンター、国宝（建造物）又は重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火施設・設備の設置工事について、当該工事が交付決定前にすでに施工済み又は施工中であり、かつ別表の補助事業に該当する場合、その被害写真又は施工前写真及び工事図面等により状況を確認し、補助事業の対象とすることができる。

別表

左 欄	右 欄
<p>文化財保存事業費</p> <p>1. 建造物</p> <p>(1) 調査 近代和風建築等総合調査</p> <p>(2) 保存修理 国宝重要文化財建造物保存修理強化対策事業 重要文化財建造物公開活用事業登録文化財保存修理・公開活用</p> <p>(3) 防災設備等 防災設備等 耐震診断</p> <p>(4) ふるさと文化財の森管理業務支援事業</p> <p>2. 美術工芸品</p> <p>(1) 国宝・重要文化財美術工芸品 保存修理抜本強化事業 保存修理（一般） 保存修理（特殊）</p> <p>(2) 防災設備</p> <p>3. 記念物</p> <p>(1) 調査 名勝 天然記念物</p> <p>(2) 史跡等保存活用計画等策定</p> <p>(3) 天然記念物再生事業</p> <p>(4) 天然記念物食害対策</p> <p>4. 埋蔵文化財 発掘調査等 一般 特殊</p> <p>5. 文化的景観 重要文化的景観保護推進事業</p> <p>6. 伝統的建造物群</p> <p>(1) 調査</p> <p>(2) 保存修理</p> <p>(3) 防災設備等</p> <p>(4) 買上</p> <p>(5) 公開活用事業</p> <p>7. 指定文化財 指定文化財管理</p> <p>8. 無形文化財</p> <p>(1) 伝承 重要無形文化財保持団体補助</p> <p>(2) 公開 日本伝統工芸展 国家指定芸能特別鑑賞会</p>	<p>近代和風建築等総合調査費国庫補助要項</p> <p>重要文化財(建造物,美術工芸品)修理、防災、公開活用事業費国庫補助要項 登録有形文化財建造物修理等事業費国庫補助要項</p> <p>重要文化財(建造物,美術工芸品)修理、防災事業費国庫補助要項 民家保存管理施設費国庫補助要項(民家保存管理施設) 重要文化財建造物等買上費国庫補助要項(買上) ふるさと文化財の森管理業務支援事業国庫補助要項</p> <p>重要文化財(建造物,美術工芸品)修理、防災、公開活用事業費国庫補助要項</p> <p>重要文化財(建造物,美術工芸品)修理、防災、公開活用事業費国庫補助要項</p> <p>名勝地調査費国庫補助要項 天然記念物緊急調査費国庫補助要項 史跡等保存活用計画等策定費国庫補助要項 天然記念物再生事業費国庫補助要項 天然記念物食害対策費国庫補助要項</p> <p>埋蔵文化財緊急調査費国庫補助要項</p> <p>文化的景観保護推進事業国庫補助要項</p> <p>伝統的建造物群保存対策費国庫補助要項</p> <p>重要伝統的建造物群保存地区保存等事業費国庫補助要項</p> <p>指定文化財管理費国庫補助要項</p> <p>重要無形文化財伝承事業費国庫補助要項</p> <p>重要無形文化財等公開事業費国庫補助要項</p>

<p>9. 民俗文化財</p> <p>(1) 調査</p> <p>(2) 修理・防災 保存修理 一 般 特 殊 防災設備</p> <p>(3) 伝承・活用等 民俗文化財伝承活用等事業</p>	<p>民俗文化財調査費国庫補助要項 重要有形民俗文化財修理、防災事業費国庫補助要項</p>
<p>10. 文化財保存技術</p> <p> 団体補助 個人補助 ふるさと文化財の森構想 (資材採取等研修) 美術工芸品保存修理用具・ 原材料管理等業務支援事業</p>	<p>民俗文化財伝承・活用等事業費国庫補助要項</p> <p>文化財保存技術保存事業費国庫補助要項</p> <p>美術工芸品保存修理用具・原材料管理等業務支援事業国庫補助要項</p>
<p>11. 地域活性化のための特色ある文化財調査・活用事業</p>	<p>地域活性化のための文化財（美術工芸品）調査・活用事業費国庫補助要項</p>
<p>12. 歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業</p>	<p>歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助要項</p>
<p>13. 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業</p>	<p>地域の特色ある埋蔵文化財活用事業費国庫補助要項</p>
<p>14. 重要文化財等防災施設整備事業</p>	<p>重要文化財等防災施設整備事業費国庫補助要項</p>
<p>15. 地域計画等活用拠点形成事業（優良モデル創出）</p>	<p>地域計画等活用拠点形成事業（優良モデル創出）費国庫補助要項</p>
<p>16. 史跡等の買上げ 直接買上 先行取得償還</p>	<p>史跡等購入費国庫補助要項</p>